

地域子ども・若者支援活動補助事業実施要領

平成 26 年 9 月 2 日制定

(趣旨)

第 1 条 県は、ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者支援体制の充実を図るため、沖縄県子ども若者みらい相談プラザ sorae（以下「ソラエ」という。）や市町村、関係機関と連携した取組を支援することとし、その実施については、地域子ども・若者支援活動補助事業補助金交付要綱のほか、この要領に定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 地域子ども・若者支援活動補助事業（以下「本事業」という。）は、以下の(1)①から④又は(2)のいずれか、又は、複数の事業に取り組む民間団体に対し、その活動に要する経費の全部又は一部を助成する。

(1) 困難を有する子ども・若者支援のため、ソラエ又は市町村等と連携した次の事業。

① ネットワーク強化事業

子ども・若者の支援に携わる市町村担当課や学校、地域の支援機関などを訪問し、情報収集・情報共有を行うとともに、支援が届いていない困難な子ども・若者の発見を行う。

② 各種活動プログラム事業

市町村等と連携し、地域の実情に応じた学習支援、ボランティアなどの社会体験、就労体験・就労支援又は居場づくり等の事業を行う。

③ アウトリーチ（訪問支援）事業

ひきこもり状態などの子ども・若者が自ら相談機関に出向くことの難しい場合に、家庭等を訪問するとともに、ソラエと連携して、支援に関する情報提供や支援機関への同行支援を行う。

④ その他子ども・若者を支援するうえで効果的と認められる事業

(2) 市町村等と連携し、地域の実情に応じた子ども・若者支援を行う NPO 等の立ち上げ事業又は新たな事業。

(補助上限額)

第 3 条 1 団体当たり 200 万円以内とする。

(実施期間)

第 4 条 交付決定日から当該年度の 2 月末日までとする。

(応募者資格要件)

第 5 条 ニート、ひきこもり、不登校などの社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援活動に積極的に取り組んでいる、若しくは取り組もうとする N

PO等の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 沖縄県に住所を有している団体であること。
- (2) 第2条(1)①から④の事業を実施しようとする団体は、概ね3年以上にわたり子ども・若者に対する同様の活動実績を有していること。
- (3) 第2条(1)の事業を実施する団体のうち、沖縄本島地域に住所を有する団体については、連続して本事業の助成を3年受けていないもの。ただし、過去の実績が顕著で、事業効果が特に優れていると認められる場合はこの限りでない。
- (4) 第2条(1)の事業を実施する団体のうち、沖縄本島以外の地域に住所を有する団体については、連続して本事業の助成を5年受けていないもの。ただし、過去の実績が顕著で、事業効果が特に優れていると認められる場合はこの限りでない。
- (5) 第2条(2)の事業を実施する団体は、過去に本事業の助成を受けていないもの。

(事業の採択)

第6条 本事業の採択方法については、次のとおりとする。

- (1) 本事業を実施しようとする者は、別紙様式1～3により事業計画書を作成し、別に定める応募方法により提出する。
- (2) 沖縄県子ども生活福祉部に設置する選定委員会において補助団体が特定の地域に偏らないように総合的に審査し、採択するものとする。
- (3) 提出書類等の返却は行わない。
- (4) 採択に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(補助金の交付)

第7条 知事は、前条(2)で採択した団体に対し、「地域子ども・若者支援活動補助事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。

(その他)

第8条 以下に該当する場合は、補助事業の対象としないものとする。

- (1) 個人の負担を直接的に軽減する事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舎の設置等を含む。）

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 19 日から施行する。